

『農薬販売Q & A』

Q 県内の複数の販売所で農薬を販売する場合、届出はどうすれば良いでしょうか。

A 1つの販売所ごとそれぞれに届出を提出してください。

すなわち、10カ所販売所があれば、10通りの届出書が必要です。

なお、届け出は販売所の所在地を管轄する農林水産事務所（名古屋市内の場合は農業経営課）に提出してください。

Q 農薬販売届には手数料は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 農薬販売届はいつまでに提出すればよいですか。

A 店舗等で農薬の販売を開始するまでに提出してください。

Q 住民票等は原本でなければいけませんか。

A 写しでもかまいません。

Q 農薬販売届に有効期限はありますか。

A 有効期限はありませんが、届出内容に変更があった場合はその都度2週間以内に届出なければなりません。

また、農薬の販売を中止した場合は廃止届の提出が必要です。

Q 合併で社名が変わりました。

変更届を提出すればよいですか。

A 合併の形式により異なります。

- 1 届出済の法人が母体となる吸収合併。
 - 2 対等合併で新会社を設立する場合。
 - 3 吸収合併で、届出済みの法人が消滅し、母体となる法人に業務が引き継がれる場合。
- 1の場合は名称等の変更届となります。
- 2及び3の場合は現状の販売届を廃止し、新法人で新規の販売届出の必要があります。

Q 親がやっていた薬局を引き継いでやることになりました。

引き続き、農薬の販売はしようと思います。必要な届出はありますか。

A 薬局が法人化されていた場合

→代表者の変更届を出してください。

親が個人で薬局をやっていた場合

→親の農薬販売廃止届を出し、新規で農薬販売届をだしてください。

Q 販売届出の受理書を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A 再発行はできませんが、届出証明（別紙様式）で対応しています。

Q 医薬品の販売業の許可は受けており、毒物劇物の販売店の登録もしています。
農薬の販売を始める場合は、農薬販売届は必要ですか。

A 必要です。

Q 販売店舗の責任者が交代しました。変更届が必要ですか。

A 必要ありません。

Q 登録を受けて農薬を製造している者ですが、農薬販売届は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 農薬登録を受けていない除草剤を販売したいと思います。
何か届出が必要ですか。

A 他に農薬を販売しなければ届出は必要ありません。

しかし、販売に際しては店頭や容器に、除草剤が農薬としては使用できない旨の表示をしなければなりません。

Q 顧客から頼まれて一度だけ農薬を販売したいと思います。
この場合でも販売届は必要ですか。

A 必要です。

Q 市町村合併によって、住所表記が変わりました。変更届は必要ですか。

A 届出者の住所、販売所の住所について原則変更届が必要です。

Q 毎年決まった期間しか農薬を販売しません。
毎年、販売届と廃止届を繰り返さなければなりませんか。

A 複数年継続するのであれば、繰り返す必要はありません。

Q 個人で薬局を営んでいますが、今回法人化することになりました。
薬局名は変えません。変更届は必要ですか。

A 変更届ではなく、現状の販売届を廃止し、法人で新規の販売届出を提出してください。

Q インターネットで農薬を販売する場合、届出は必要ですか。

A インターネット（オークションサイトやフリマサイトも含む）を利用して農薬を販売する場合、出品者は届出が必要です。